

ご存じですか？ 老人等バス無料優待券

市では、本市の住民基本台帳に登録されている方で、次の①から⑤のいずれかに該当される方に小松島市営バス無料優待券（敬老、身障者、戦傷病者の各優待券）を交付しています。

◎優待券の対象となる方

- ① 年齢が満70歳以上の方。
- ② 身体障害者福祉法施行規則別表第5の1級から4級までのいずれかに該当される方で、身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ③ 知的障がい者（児）であって、療育手帳の交付を受けている方。
- ④ 戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の交

付を受けている方。

⑤ 精神障がい者であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

※優待券の無料取り扱いは、本市市営バス普通運行車両の定期路線の範囲内であり、貸切運行車両には適用されません。

◎交付手続きについて

交付手続きには、1年以内に撮影された写真、保険証または運転免許証などが必要です。

詳しくは、市役所1階総合案内係（☎32・2132）まで。

「小松島市消費生活センター」をご利用ください

当消費生活センターは、市民の皆さまの身近な相談窓口として電話や来所による消費者相談を受付けしています。

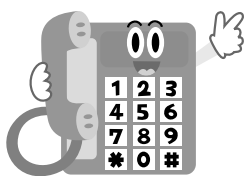
例えば、商品の購入に関すること、悪質商法による被害、食品トラブルなどの消費生活全般に関することや、多重債務（借金）の相談など。相談は無料で秘密は固く守られます。

【所在地】 横須町2-14（市教育委員会庁舎裏1階）

【開所日時】 月曜日から金曜日 午前9時～午後3時

お問い合わせは、小松島市消費生活センター

（☎0885・6880）まで。



おかしい、困ったなと思ったら
相談してみよう

小松島市消費生活センター

☎：0885・38・6880

裁判員制度

＝まもなく名簿記載通知を発送します！＝

☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。平成23年の裁判員候補者名簿に登録される人数は、全国で31万6000人です（有権者全体に占める割合は、約330人に1人）。

☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

平成23年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月頃から平成24年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。（この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありません。）

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答内容により、明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにするものです。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせは、徳島地方裁判所（☎088・603・0111）まで。